

令和5年第4回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年4月26日（水）午前10時00から

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

6番 小笠原 正

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第7号農業委員会委員の辞任について

第3 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について

第5 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第6 農業委員会による令和5年度最適化活動の目標の設定等について

第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和5年第4回大豊町農業委

員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

(欠席の連絡がありましたのは 6 番 小笠原 正 委員の 1 名です。)

出席委員は、10名中 9 名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、9番 上池如夫委員、10番 酒井笑子委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第7号、農業委員会の辞任についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、それでは、議案第7号、農業委員会委員の辞任についてご説明いたします。会議資料1ページ目をご覧ください。4番小笠原正委員より、令和5年4月23日付けで、辞任願が提出されました。

農業委員会等に関する法律第13条には「委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されております。農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決により、総会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされております。

なお、辞任の理由につきましては、「一身上の都合により」となっております。

ご本人は、先月から入退院を繰り返しており、今後の総会についても出席がむずかしいことから、辞任は致し方ないと考え、同意をお願いするものであります。

また、小笠原委員が担当されていた地区については、これから委員相互で、調整をお願いしたいと考えております。

後任の委員の補充ですが、大豊町農業委員会委員の選任に関する規則第9条の、町長は、農業委員について、農業委員の欠員が定数の3分の1を超えなければならないという規定を適用させまして、補充は行いません。

事務局からの説明は以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました案件につきまして、

発言のある方は挙手を願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。辞任の同意に賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手ですので、原案のとおり、辞任に同意することと決定いたします。

続きまして、日程第3、議案第8号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、2ページをご覧ください。議案第8号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■、外4筆で、申請理由は売買です。登記地目は田で、現況地目は田となっており、面積は、2129.61㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月13日に譲受人立会いの下本来であれば小笠原正委員ですが、入院中のため代理で小川会長と事務局永野、都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料12ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、6ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地の隣地を所有し、長年に渡り農業に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月13日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを

満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第8号について、小笠原委員の代理で私が担当委員となっておりますので、ご説明いたします。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は長年、申請地で水稻を行っており、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断しました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

はい、1番の原です。8ページの2つ目の地目が田んぼと墓地となっていますが、墓地自体も所有権の移転となっているのですか。
申請地のわかる地図をつけてほしい。

〔事務局〕

ご本人に確認して、5月総会にてご回答させていただきたいと思います。

〔三谷委員〕

7ページの契約書に印が押されていませんが、いるのではないですか。
地図では場所がわからないので全体図が欲しい。

〔事務局〕

まだ成立していないので、案の段階なので印は押されていない。
農業委員会で許可されたら押印するようにします。

〔小笠原委員〕

6ページの耕作計画書の借り入れ地の面積と申請の土地面積が同じになっているが、前に借りてやっていたということですか。

〔事務局〕

そうです。以前からこの土地でやっていたので、買い上げたいということで今回申請がありました。

〔議長〕

他にご質問はないでしょうか。

ないようですので、採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第4議案第9号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、19ページをご覧ください。議案第9号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で、申請理由は売買です。登記地目は田で、現況地目は畑となっており、面積は2011㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

4月13日に譲受人の代理人立会いのもと、担当委員の酒井笑子委員と事務局永野、都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料34ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、6ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当あり

ません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地の隣地を所有し、長年に渡り農業に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり4月13日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第9号について、担当委員の説明を求めます。10番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

はい、10番酒井です。先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は柚子の栽培を行っており、実績もあることから、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明しました議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

25ページの耕作計画の6の住居地からの距離についてですが、譲受人の住所が■■■■ということなのですが、通作距離が10kmで所要時間が15分なのですが、これはどうしてでしょうか。

〔事務局〕

譲受人は大豊町に勤務されており、勤務先からの通作距離を記載してきたと思われます。耕作計画書の通作距離・所要時間につきましては、住居地からとなっておりますので、修正してもらうようにします。

〔上池委員〕

譲受人の息子は現在大豊町東土居に住んでおり、譲受人も将来的には転入してくると思われる。

〔議長〕

他にご質問はないでしょうか。

ないようですので、採決をいたします。議案第9号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、お手元の資料の「令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。この表に関しては変更した部分のみの説明とさせていただきます。1ページ目の裏をご覧ください。Ⅱ最適化活動の実施状況の1最適化活動の成果目標は現状管内面積287ha、これまでの集積面積39.9ha、集積率13.9%、課題は農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が農地の確保有効利用を図る上での課題となっている。作業効率の良好な農地を選定し、利用集積を図る必要がある。②の目標については農地の集積の目標年度はR13年度、今年度の新規集積面積1.6ha、今年度末の集積面積46ha、集積率58%、農地面積287ha、今年度末の集積率16%です。③の実績については今年度の新規集積面積0ha、今年度末の集積面積39.9ha、目標に対する達成状況0.81%、農地面積287ha、今年度末の集積率13%となっています。農業委員会の点検結果は高齢化による耕作地の減少が見られた。新規就農者の参入や農地の集積を促進していく必要がある。(2)遊休農地の発生防止・解消については現状1号遊休農地面積1.27ha、うち緑区分の遊休農地面積0ha、うち黄区分の遊休農地面積1.27haです。②既存の遊休農地の解消は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積0ha、緑区分の遊休農地の解消

目標面積0haとなっています。令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地1.27ha、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針は策定予定です。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積0haです。③の実績については今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積0ha、今年度の目標に対する達成状況0%です。黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況については作成しておりません。その他の農地の利用状況調査について、実施時期が8月、調査結果取りまとめ時期9月、1号遊休農地の面積1.27ha、うち緑区分の遊休農地0ha、うち黄区分の遊休農地1.27ha、農地の利用意向調査の調査実施時期4月～12月、調査結果取りまとめ時期1月となっています。農業委員会の点検結果は、遊休農地の解消は、高齢化により困難な状況である。解消のためには担い手への農地の集積を推進していく必要がある。利用意向調査による農地の貸付の希望を実現させるためにも、借り受けの情報提供を行っていく必要がある。新規参入促進の現状及び課題の現状については、令和2年度新規参入者1経営体、0.55ha、令和3年度新規参入者以降は0経営体、0haとなっております。課題は農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分業等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。作業効率の良好な農地を選定し利用集積を図る必要がある。②の目標については権利移動面積平成28年度9.2ha、平成29年度5.6ha、平成30年度12.1ha、平均9.0haとなっています。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積1.0haとなっています。実績については0haです。農業委員会の点検結果は新規参入者促進のためにも今後は公表を検討する。最適化活動の活動強化月間の設定目標は設定回数3回、取組時期は8～9月では取組項目②で、内容については推進委員等による担当区域ごとの農地の状況把握（聞き取り・パトロール等）になっています。10月は取組項目①及び③、内容は町内農家への個別訪問による聞き取りとなっています。実績については設定回数2回、取組時期は8月で取組項目は②、内容としましては推進委員等による農地パトロール、1月では、取組項目①②③となっています。内容は集落協定代表者との意見交換会になっています。次に新規参入相談会への参加については、目標が参加回数1回、開催時期は9～10月、相談会名がれいほく移住相談会、開催場所は嶺北地域となっております。実績は0回となっております。目標の達成状況の標語は目標に対して期待をやや下回る結果となりました。以上で説明を終わります。

〔議長〕

それではこれより質疑に入ります。ただいま説明のありました、令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、発言のある方は挙手をお願いします。

ないようなので採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

原案のとおり許可することといたします。

次に日程第6 農業委員会による令和5年度最適化活動の目標の設定について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、「お手元の資料の「令和5年度最適化活動の目標設定等(案)」をご覧ください。

こちらの内容が適切であるか否かの審議をいただきたいと思います。

農業委員会の状況1については前回と変更ありませんが、農業員会状況2では認定農業者の数に変更がありました。下の表については、昨年と同様です。

次にⅡ最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標については、管内の農地面積が昨年度から15ha減っております。これまでの集積面積につきましても、3ha減っております。集積率につきましては表の通りです。現状課題についてはそこにお示ししているとおりです。

次に農地の集積目標については、昨年度とあまり変わりはありませんが、農地面積が287haで、今年度の新規集積面積を1.6haと設定させていただきました。

次に遊休農地については昨年同様の数値となっております。次に新規参入の促進についてですが、令和2年度以降新規参入者がいないという状況になっています。

次の権利移動面積ですが、直近3年間の数字をお示ししております。

次は、最適化活動の活動目標についてです。推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、昨年と同様です。

次に活動強化月間の設定目標ですが、3つの取り組みを設定しなければならないこととなっております。昨年同様意見交換会を計画させていただきました。委員はご存じの通り、人・農地プランから地域計画に移行されたことから、集落協定代表者等の意見交換会を組み込んでおります。また、地区の現状の課題把握のため区長協議会

との意見交換会も盛り込んでおります。

最後に新規参入相談会への参加目標ですが、昨年と同様の計画にしております。

以上で説明を終わります。

〔議長〕

それではこれより質疑に入ります。ただいま説明のありました、令和5年度最適化活動の目標の設定について、発言のある方は挙手をお願いします。

ないようなので採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

原案のとおり許可することといたします。

次に、その他の件について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

次回5月総会の日程については、5月24日（水）10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和5年第4回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

次回5月総会の日程については、5月24日（水）10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

署名委員 9番 _____

署名委員 10番 _____